

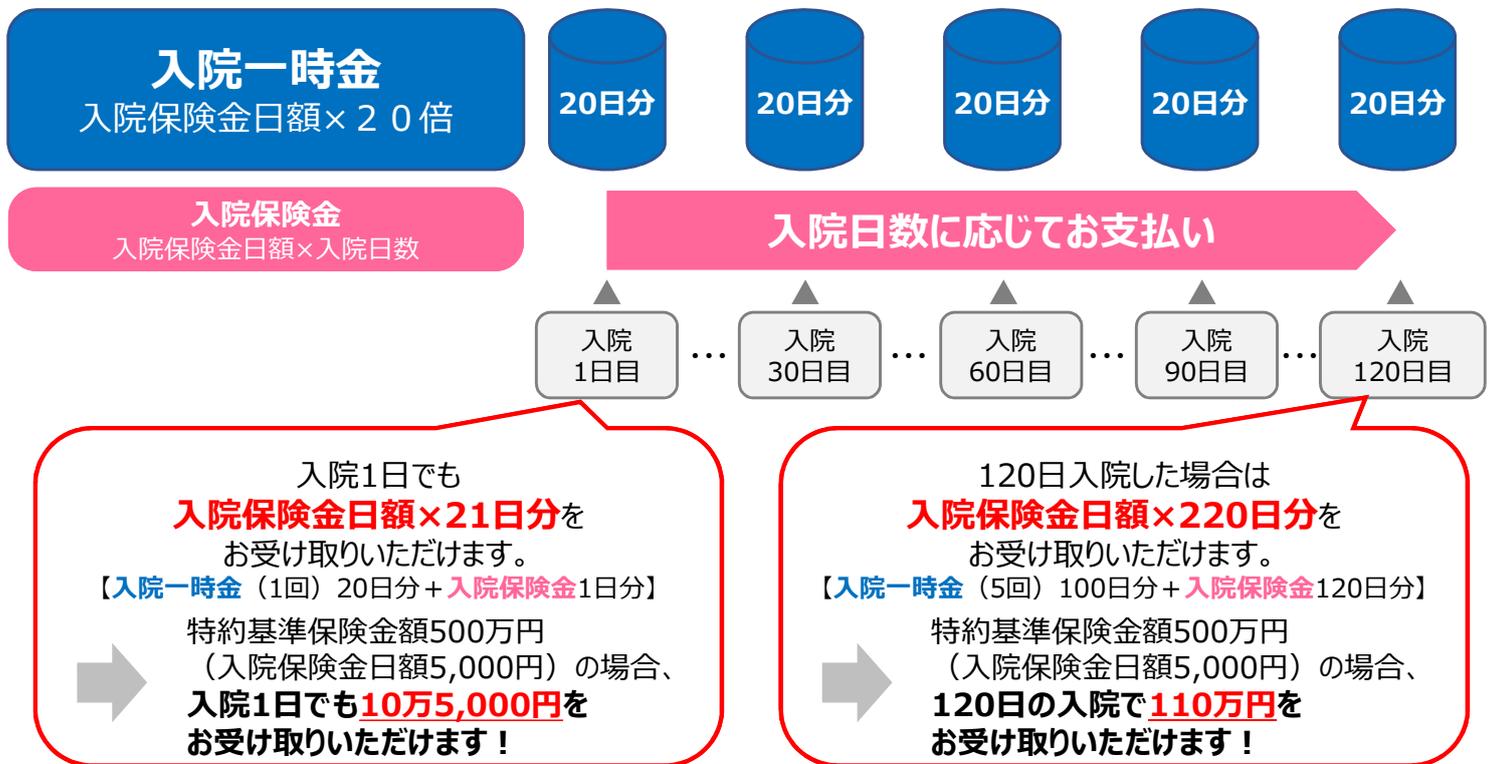


の主なポイント

① 入院一時金が入院1日目から！  
しかも、1回の入院で最大5回受け取れる安心の入院保障

入院保障を「もっと」手厚く！

入院保険金に加え、入院1日目、30日目、60日目、90日目、120日目に入院一時金として、  
**入院保険金日額の20倍の給付を上乗せします※。**  
**短期の入院にも、長期の入院にも、手厚い保障をご提供します。**



※ 引受基準緩和型無配当総合医療特約（R04）の場合、入院1日目、30日目、60日目に入院一時金として、入院保険金日額の10倍の給付を上乗せします。

② 外来と入院中どちらの手術にも、安心の保障！

外来の手術に「もっと」手厚く！

外来の手術の定着を踏まえ、**外来の手術にも手厚い保障をご提供します。**



コンセプト1

**短期の入院に！**

医療の進展によって入院日数は短期化しており、**7日以内の短期の入院**の割合は、**約2人に1人**です。

▶7日以内の入院割合



公益財団法人 生命保険文化センター「平成16年度・令和元年度 生活保障に関する調査」を基にかんぽ生命が作成

入院1日でもお受け取りいただける、入院保険金日額の**20倍**の「**入院一時金**」で手厚く備えられます！



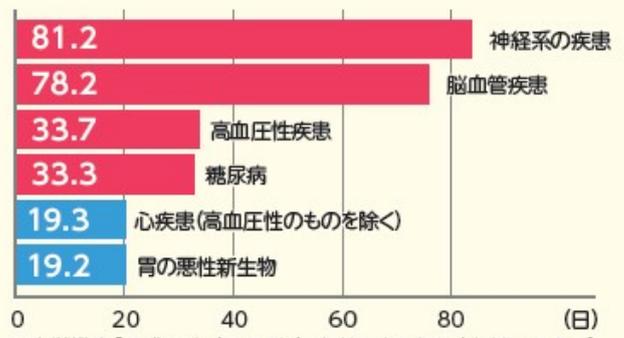
食事代など毎日かかる費用には、入院日数に応じてお受け取りいただける「**入院保険金**」で備えられます！

コンセプト2

**長期の入院にも！**

病気によっては、**数カ月の長期の入院**となることもあります。

▶傷病別の退院患者平均在院日数(抜粋)



厚生労働省「平成29年(2017年) 患者調査の概況」を基にかんぽ生命が作成

1回の入院につき最大**5回**お受け取りいただける「**入院一時金**」で手厚く備えられます！



1回の入院につき最高**120日分**までお受け取りいただける「**入院保険金**」で備えられます！

コンセプト3

**お客様の医療費の負担にマッチした医療保障をご提供します！**

- ◆入院すると、公的医療保険制度の対象となる医療費だけでなく、公的医療保険制度の対象外となる食事代・差額ベッド代などの費用がかかります。
- ◆**医療費**は、公的医療保険制度における「高額療養費制度」により、所得金額に応じた1か月ごとの自己負担限度額が決められています。一方、公的医療保険制度の対象外となる**食事代・差額ベッド代**などは全額が自己負担となります。

<イメージ>

**入院に必要な費用**

1か月ごとに生じる

高額療養費制度適用後の医療費の自己負担額

入院日数ごとに生じる

食事代・差額ベッド代  
その他雑費

**お受け取りいただける保険金**

1回の入院につき最大5回お受け取りいただける「**入院一時金**」で備えられます！

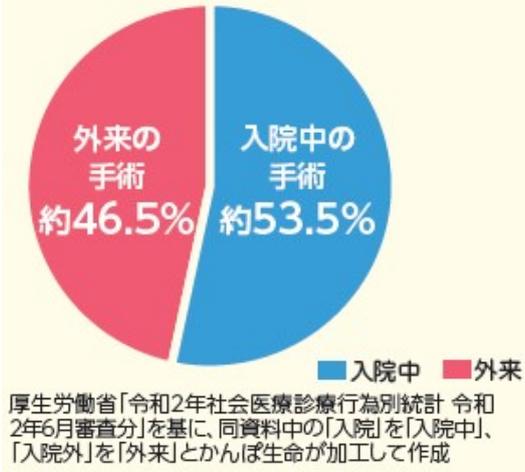


入院日数に応じてお受け取りいただける「**入院保険金**」で備えられます！

コンセプト4

**外来と入院中、どちらの手術にも！**

▶入院中の手術と外来の手術の割合



医療の進展により、外来の手術が定着し、入院中の手術と外来の手術の割合はほぼ半分になっています。

入院中の手術だけでなく、外来の手術にも備えておく必要があります。

外来の手術でも、入院中の手術でも、**同じ金額**をお受け取りいただける「手術保険金」で手厚く備えられます！

コンセプト5

**お客さまのご希望に沿った死亡保障と医療保障をご提供します！**

医療特約 もっとその日からプラスは、基本契約とセットでご提供します。



★例えば、死亡保障も医療保障も手厚く備えたいお客さまには・・・

基本契約 (死亡保障) と 医療特約 (医療保障) の基準保険金額を **同額**で加入いただけます。

☆例えば、保険料を抑えて医療保障を手厚く備えたいお客さまには・・・

基本契約 (死亡保障) の基準保険金額の **5倍の範囲内**※で 医療特約 (医療保障) に加入いただけます。

基本契約の基準保険金額：500万円、医療特約の特約基準保険金額：500万円で加入いただく場合の例

基本契約の月額保険料	医療特約の月額保険料	合計の月額保険料
3,600円	4,000円	<b>7,600円</b>

基本契約の基準保険金額：100万円、医療特約の特約基準保険金額：500万円で加入いただく場合の例

基本契約の月額保険料	医療特約の月額保険料	合計の月額保険料
720円	4,000円	<b>4,720円</b>

基本契約：5倍型終身保険、医療特約：無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）  
 保険期間：終身、保険料払込方法（経路）：口座払込み、加入年齢：30歳、女性の場合の保険料例  
 基本契約の保険料払込済年齢：60歳、無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）の保険料払込済年齢：95歳  
 記載の保険料は、2022年4月1日現在のものです。

※加入いただける医療特約の特約基準保険金額は100万円～1,000万円です（医療特約を付加する基本契約の基準保険金額などにより異なります。）。



## 「医療特約 もっとその日からプラス」の概要 (無配当傷害医療特約 (R04)、無配当総合医療特約 (R04))

<p><b>商品の名称</b></p>	<p><b>無配当傷害医療特約 (R04) ※1</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ケガ</span></p>	<p><b>無配当総合医療特約 (R04) ※1</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">病気・ケガ</span></p>					
<p><b>商品の特徴</b></p>	<p>不慮の事故でのケガにより3年以内に入院、手術、放射線治療をした場合、入院保険金、入院一時金、手術保険金、放射線治療保険金をお支払いします。</p>	<p>病気や不慮の事故でのケガにより入院、手術、放射線治療をした場合、入院保険金、入院一時金、手術保険金、放射線治療保険金をお支払いします。</p>					
<p><b>保険期間</b></p>	<p>この特約の契約日から基本契約の保険期間の終期または年金支払期間の終期まで</p>						
<p><b>保険金額</b></p>	<p>ご加入できる特約基準保険金額の範囲 100万円 ~ 1,000万円 (この特約を付加する基本契約の基準保険金額などにより異なります。)</p>						
<p><b>お支払い する内容</b> (保険金をお支払い する主な事由など)</p>	<p><b>入院保険金</b></p>	<p>入院1日当たり特約基準保険金額の<b>1.0/1000</b>に相当する金額(以下「入院保険金日額」といいます。)の「入院保険金」をお支払いします。(1回の入院につき120日分まで)</p>					
<td data-bbox="335 779 566 902"> <p><b>入院一時金</b></p> </td> <td data-bbox="566 779 1541 902"> <p>入院保険金が支払われる入院をし、1回の入院についてその入院の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき、<b>入院保険金日額の20倍の金額の「入院一時金」</b>※2をお支払いします。</p> </td>	<p><b>入院一時金</b></p>	<p>入院保険金が支払われる入院をし、1回の入院についてその入院の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき、<b>入院保険金日額の20倍の金額の「入院一時金」</b>※2をお支払いします。</p>					
<td data-bbox="335 902 566 1025"> <p><b>手術保険金</b></p> </td> <td data-bbox="566 902 1541 1025"> <p>公的医療保険制度の医科診療報酬点数表で手術料の算定対象となる手術または先進医療に該当する手術を受けたとき、<b>入院保険金日額の10倍の金額の「手術保険金」</b>をお支払いします。</p> </td>	<p><b>手術保険金</b></p>	<p>公的医療保険制度の医科診療報酬点数表で手術料の算定対象となる手術または先進医療に該当する手術を受けたとき、<b>入院保険金日額の10倍の金額の「手術保険金」</b>をお支払いします。</p>					
<td data-bbox="335 1025 566 1128"> <p><b>放射線治療 保険金</b></p> </td> <td data-bbox="566 1025 1541 1128"> <p>公的医療保険制度の医科診療報酬点数表で放射線治療料の算定対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けたとき、<b>入院保険金日額の10倍の金額の「放射線治療保険金」</b>をお支払いします。</p> </td>	<p><b>放射線治療 保険金</b></p>	<p>公的医療保険制度の医科診療報酬点数表で放射線治療料の算定対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けたとき、<b>入院保険金日額の10倍の金額の「放射線治療保険金」</b>をお支払いします。</p>					
<p><b>保険料</b></p>	<p><b>特約保険料 払込期間</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>保険期間が有期の特約</td> <td rowspan="2">この特約の契約日から 基本契約の保険料払込期間の満了の日まで</td> </tr> <tr> <td>保険期間が終身で 解約返戻金低減型の特約</td> </tr> <tr> <td>保険期間が終身で 無解約返戻金型の特約</td> <td>この特約の契約日から被保険者が 95歳に達する日の前日まで</td> </tr> </table>	保険期間が有期の特約	この特約の契約日から 基本契約の保険料払込期間の満了の日まで	保険期間が終身で 解約返戻金低減型の特約	保険期間が終身で 無解約返戻金型の特約	この特約の契約日から被保険者が 95歳に達する日の前日まで
保険期間が有期の特約	この特約の契約日から 基本契約の保険料払込期間の満了の日まで						
保険期間が終身で 解約返戻金低減型の特約							
保険期間が終身で 無解約返戻金型の特約	この特約の契約日から被保険者が 95歳に達する日の前日まで						
<p><b>配当金</b></p>	<p>契約者配当金はありません。</p>						
<p><b>返戻金</b></p>	<p>・ご契約を解約などした場合にお支払いする返戻金の額は、多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります(まったくないこともあります)。特にご加入後短期間の場合は、返戻金が多くなり、あってもごくわずかです。 ・解約返戻金低減型の特約は、保険料払込期間満了後の解約返戻金の水準を低くしており、経過期間に応じて低減し、100歳時点で0円になります。 ・無解約返戻金型の特約は、解約したときの返戻金はありません。</p>						

※1 無配当傷害医療特約 (R04) および無配当総合医療特約 (R04) は、それぞれ終身保険の基本契約に付加する場合に限り、解約返戻金の型を「解約返戻金低減型」と「無解約返戻金型」のどちらかを選べます。

※2 1回の入院につき最大5回お支払いします。なお、入院一時金の支払回数は、無配当傷害医療特約 (R04) の場合、保険期間を通じて20回が限度、無配当総合医療特約 (R04) の場合、病気による入院・不慮の事故でのケガによる入院の別にそれぞれ20回が限度となります。

- 特約保険金の支払額の合計額は、特約基準保険金額が上限です。
- ご契約者または被保険者の故意によるものなど、特約保険金をお支払いできない場合があります。
- 病気または不慮の事故でのケガを要件とする保険金のお支払いなどは、原因となった病気または不慮の事故が責任開始前に生じたもの場合は原則として対象となりません。
- お支払いの対象外の手術、放射線治療があります。



## 「医療特約 もっとその日からプラス」の概要 (引受基準緩和型無配当総合医療特約 (R04))

<p><b>商品の名称</b></p>	<p><b>引受基準緩和型無配当総合医療特約 (R04) ※1</b> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">病気・ケガ</span></p>							
<p><b>商品の特徴</b></p>	<p>病気や不慮の事故でのケガにより入院、手術、放射線治療をした場合、入院保険金、入院一時金、手術保険金、放射線治療保険金をお支払いします。</p>							
<p><b>保険期間</b></p>	<p>この特約の契約日から基本契約の保険期間の終期まで</p>							
<p><b>保険金額</b></p>	<p>ご加入できる特約基準保険金額の範囲 100万円 ~ 1,000万円 (この特約を付加する基本契約の基準保険金額などにより異なります。)</p>							
<p><b>お支払い する内容</b> (保険金をお支払い する主な事由など) ※2</p>	<p><b>入院保険金</b></p>	<p>入院1日当たり特約基準保険金額の<b>1.0/1000</b>に相当する金額(以下「入院保険金日額」といいます。 )の「入院保険金」をお支払いします。(1回の入院につき60日分まで)</p>						
	<p><b>入院一時金</b></p>	<p>入院保険金が支払われる入院をし、1回の入院についてその入院の日数が1日、30日、60日の各日数に達したとき、<b>入院保険金日額の10倍の金額の「入院一時金」</b>※3をお支払いします。</p>						
	<p><b>手術保険金</b></p>	<p>公的医療保険制度の医科診療報酬点数表で手術料の算定対象となる手術または先進医療に該当する手術を受けたとき、<b>入院保険金日額の10倍の金額の「手術保険金」</b>をお支払いします。</p>						
	<p><b>放射線治療 保険金</b></p>	<p>公的医療保険制度の医科診療報酬点数表で放射線治療料の算定対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けたとき、<b>入院保険金日額の10倍の金額の「放射線治療保険金」</b>をお支払いします。</p>						
	<p><b>保険料</b></p>	<p><b>特約保険料 払込期間</b></p>	<table border="1"> <tr> <td>保険期間が有期の特約</td> <td>この特約の契約日から 基本契約の保険料払込期間の満了の日まで</td> </tr> <tr> <td>保険期間が終身で 解約返戻金低減型の特約</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険期間が終身で 無解約返戻金型の特約</td> <td>この特約の契約日から被保険者が 95歳に達する日の前日まで</td> </tr> </table>	保険期間が有期の特約	この特約の契約日から 基本契約の保険料払込期間の満了の日まで	保険期間が終身で 解約返戻金低減型の特約		保険期間が終身で 無解約返戻金型の特約
保険期間が有期の特約		この特約の契約日から 基本契約の保険料払込期間の満了の日まで						
保険期間が終身で 解約返戻金低減型の特約								
保険期間が終身で 無解約返戻金型の特約	この特約の契約日から被保険者が 95歳に達する日の前日まで							
<p><b>保険料払込方法 (経路)</b></p>	<p>基本契約と同じ</p>							
<p><b>配当金</b></p>	<p>契約者配当金はありません。</p>							
<p><b>返戻金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約を解約などした場合にお支払いする返戻金の額は、多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります(まったくないこともあります。)。特にご加入後短期間の場合は、返戻金が多くなり、あってもごくわずかです。</li> <li>・解約返戻金低減型の特約は、保険料払込期間満了後の解約返戻金の水準を低くしており、経過期間に応じて低減し、100歳時点で0円になります。</li> <li>・無解約返戻金型の特約は、解約したときの返戻金はありません。</li> </ul>							

※1 引受基準緩和型無配当総合医療特約 (R04) は、引受基準緩和型普通終身保険に付加する場合に限り、解約返戻金の型を「解約返戻金低減型」と「無解約返戻金型」のどちらかを選べます。

※2 契約日からその日を含めて1年以内(支払削減期間)に支払事由が生じた場合は、お支払いする保険金額が1年経過後と比べて50%となります。

※3 1回の入院につき最大3回お支払いします。なお、入院一時金の支払回数は、病気による入院・不慮の事故でのケガによる入院の別にそれぞれ40回が限度となります。

- 特約保険金の支払額の合計額は、特約基準保険金額が上限です。
- ご契約者または被保険者の故意によるものなど、特約保険金をお支払いできない場合があります。
- 病気または不慮の事故でのケガを要件とする保険金のお支払いなどは、原因となった病気または不慮の事故が責任開始前に生じたもの場合は原則として対象となりません。
- お支払いの対象外の手術、放射線治療があります。
- この保険は、健康に不安のある方でもご加入いただきやすいよう引受基準を緩和した保険です。このため、保険料は、当社の標準的な引受基準の商品に比べて割増しされています。
- お客さまの健康状態によっては、この保険よりも保険料が割安となる当社の標準的な引受基準の商品にご加入いただけます(ただし、告知内容などによりお引き受けできない場合があります。)。そのため、この保険にお申し込みいただく際には、当社の標準的な引受基準の商品と同時のお申し込みをご案内しています。

◆5倍型終身保険に無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）を付加する場合

保険期間：終身、保険料払込方法（経路）：口座払込み  
 基本契約の保険料払込済年齢：60歳 ただし、加入年齢60歳の場合は70歳  
 無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）の保険料払込済年齢：95歳  
 基本契約の基準保険金額：300万円  
 無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）の特約基準保険金額：500万円

月額保険料						
男性				女性		
加入年齢	基本契約	特約	合計（※）	基本契約	特約	合計（※）
20歳	1,860円	3,250円	5,110円	1,680円	3,400円	5,080円
30歳	2,400円	4,000円	6,400円	2,160円	4,000円	6,160円
40歳	3,450円	5,100円	8,550円	3,120円	4,750円	7,870円
50歳	6,300円	6,700円	13,000円	5,760円	6,000円	11,760円
60歳	8,040円	8,950円	16,990円	6,480円	7,900円	14,380円

※ 基本契約の保険料払込済年齢までの保険料です。基本契約の保険料払込期間満了後は、特約の保険料のみ95歳までお払い込みいただけます。

◆5倍型特別養老保険に無配当総合医療特約（R04）を付加する場合

保険期間、保険料払込期間：10年、保険料払込方法（経路）：口座払込み  
 基本契約の基準保険金額：300万円  
 無配当総合医療特約（R04）の特約基準保険金額：500万円

月額保険料						
男性				女性		
加入年齢	基本契約	特約	合計	基本契約	特約	合計
20歳	5,940円	1,400円	7,340円	5,880円	1,900円	7,780円
30歳	6,000円	1,550円	7,550円	5,910円	2,350円	8,260円
40歳	6,240円	2,050円	8,290円	6,090円	2,150円	8,240円
50歳	6,870円	3,200円	10,070円	6,360円	2,650円	9,010円
60歳	8,730円	5,400円	14,130円	6,990円	3,900円	10,890円

<6ページ、7ページ、8ページ共通>

- ・記載の保険料は、2022年4月1日現在のものです。
- ・保険料は、ご加入契約の基準保険金額、保険期間、保険料払込期間、加入年齢、性別、保険料の払込方法（経路）などによって異なります。
- ・このページでは、代表的な保険料例を示しています。引受基準緩和型無配当総合医療特約（R04）の保険料を含め、記載例以外の保険料については、担当者か、最寄りの郵便局、かんぽ生命の支店またはかんぽコールセンター（0120-552-950）にお尋ねください。

## 大切な家族の生活を、ずっと安心して支えていきたい方へ

加入年齢：30歳、保険期間：終身、保険料払込方法（経路）：口座払込み  
基本契約の基準保険金額：500万円  
無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）の特約基準保険金額：500万円  
保険料払込済年齢：基本契約 65歳、特約 95歳

基本契約の種類		5倍型終身保険	2倍型終身保険	特別終身保険
死亡保障		500万円 (基本保険料払込期間満了後) 100万円	500万円 (基本保険料払込期間満了後) 250万円	500万円 (基本保険料払込期間満了後 5年経過ごとに) 400/300/200/100万円
生存保険金		—	—	100万円※1
医療保障		入院保険金日額：5,000円 入院一時金※2：10万円 手術保険金：5万円 放射線治療保険金：5万円		
月額 保険料	基本契約 +特約	<b>7,900円</b>	<b>11,050円</b>	<b>16,800円</b>
	特約	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 4,000円	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 4,000円	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 4,000円
	基本契約 +特約	<b>7,350円</b>	<b>10,600円</b>	<b>16,600円</b>
	特約	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 4,000円	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 4,000円	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 4,000円

## 大切な家族のために、安心の保障を手頃な保険料で用意したい方へ

加入年齢：30歳、保険期間、保険料払込期間：35年、満期・満了年齢：65歳  
保険料払込方法（経路）：口座払込み  
基本契約の基準保険金額：1,000万円  
無配当総合医療特約（R04）の特約基準保険金額：500万円

基本契約の種類		定期保険	10倍型特別養老保険	5倍型特別養老保険
死亡保障		1,000万円※3	1,000万円	1,000万円
満期保険金		—	100万円	200万円
医療保障		入院保険金日額：5,000円 入院一時金※2：10万円 手術保険金：5万円 放射線治療保険金：5万円		
月額 保険料	男性	<b>6,850円</b>	<b>8,950円</b>	<b>11,050円</b>
	女性	<b>5,300円</b>	<b>7,500円</b>	<b>9,800円</b>

※1 基本保険料払込期間満了時、その後5年ごとに生存保険金をお支払いします。（合計4回）

※2 入院保険金日額の20倍。なお、1回の入院につき、入院1日目、30日目、60日目、90日目、120日目の最大5回お支払いします。保険期間を通じて、病気による入院・不慮の事故でのケガによる入院の別にそれぞれ20回まで。

※3 契約日からその日を含めて1年6ヵ月以内に不慮の事故でのケガまたは当社所定の感染症によらないで死亡等した時にお支払いする死亡保険金の額は、死亡時（重度障がいによる保険金はその保険金の請求にかかる通知時）におけるその経過期間に応じて異なります（1年以内のとき…基準保険金額の50%、1年6ヵ月以内のとき…基準保険金額の80%）。

## 退職後の人生を考えて、一生涯の安心を準備したい方へ

加入年齢：50歳、保険期間：終身、保険料払込方法（経路）：口座払込み  
基本契約の基準保険金額：300万円  
無配当総合医療特約（R04）（無解約返戻金型）の特約基準保険金額：500万円  
保険料払込済年齢：基本契約 65歳、特約 95歳

基本契約の種類		5倍型終身保険	2倍型終身保険	定額型終身保険
死亡保障		300万円 (基本保険料払込期間満了後) 60万円	300万円 (基本保険料払込期間満了後) 150万円	300万円
医療保障 入院保険金日額：5,000円 入院一時金※：10万円 手術保険金：5万円 放射線治療保険金：5万円				
月額 保険料	基本契約 +特約	<b>11,650円</b>	<b>16,270円</b>	<b>24,070円</b>
	特約	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 6,700円	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 6,700円	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 6,700円
	基本契約 +特約	<b>10,260円</b>	<b>14,970円</b>	<b>22,830円</b>
	特約	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 6,000円	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 6,000円	(基本保険料払込期間満了後、95歳まで) 6,000円

## 退職後の人生を楽しむために、今のうちに準備したい方へ

加入年齢：50歳、保険期間、保険料払込期間：15年、満期年齢：65歳  
保険料払込方法（経路）：口座払込み  
基本契約の基準保険金額：300万円  
無配当総合医療特約（R04）の特約基準保険金額：500万円

基本契約の種類		5倍型特別養老保険	2倍型特別養老保険	普通養老保険
死亡保障		300万円	300万円	300万円
満期保険金		60万円	150万円	300万円
医療保障 入院保険金日額：5,000円 入院一時金※：10万円 手術保険金：5万円 放射線治療保険金：5万円				
月額 保険料	男性	<b>9,070円</b>	<b>13,900円</b>	<b>22,210円</b>
	女性	<b>7,520円</b>	<b>12,590円</b>	<b>21,170円</b>

※ 入院保険金日額の20倍。なお、1回の入院につき、入院1日目、30日目、60日目、90日目、120日目の最大5回お支払いします。保険期間を通じて、病気による入院・不慮の事故でのケガによる入院の別にそれぞれ20回まで。

新しい特約「医療特約 もっとその日からプラス」は、従来の特約「医療特約 その日からプラス」※1と以下の点が異なります。

○ 無配当傷害医療特約と無配当傷害医療特約（R04）の違い  
無配当総合医療特約と無配当総合医療特約（R04）の違い

	医療特約 その日からプラス	医療特約 もっとその日からプラス
販売期間	2017年10月2日～2022年3月31日	2022年4月1日～
商品の名称	無配当傷害医療特約 <b>ケガ</b> 無配当総合医療特約 <b>病気・ケガ</b>	無配当傷害医療特約（R04） <b>ケガ</b> 無配当総合医療特約（R04） <b>病気・ケガ</b>
商品の特徴	次について保障する特約です。 入院 ⇒ 入院保険金 <b>入院初期保険金</b> ※2 手術 ⇒ 手術保険金 放射線治療 ⇒ 放射線治療保険金	次について保障する特約です。 入院 ⇒ 入院保険金 <b>入院一時金</b> 手術 ⇒ 手術保険金 放射線治療 ⇒ 放射線治療保険金
お支払いする内容 (保険金をお支払いする主な事由など)	<b>入院保険金</b> ・特約基準保険金額の <b>1.5/1000</b> (特約基準保険金額100万円の場合、入院保険金日額 <b>1,500円</b> ) ・日帰り入院から保障 ・1回の入院につき120日分までお支払い	・特約基準保険金額の <b>1.0/1000</b> (特約基準保険金額100万円の場合、入院保険金日額 <b>1,000円</b> ) ・日帰り入院から保障 ・1回の入院につき120日分までお支払い
	<b>入院一時金</b> 入院保険金が支払われる入院をし、1回の入院について <b>入院1日目に入院保険金日額の5倍</b> の金額の「 <b>入院初期保険金</b> 」※2をお支払いします。	入院保険金が支払われる入院をし、1回の入院について <b>その入院の日数が1日、30日、60日、90日、120日の各日数に達したとき、入院保険金日額の20倍</b> の金額の「 <b>入院一時金</b> 」※3をお支払いします。
	<b>手術保険金</b> 入院中の手術：入院保険金日額の <b>20倍</b> 外来の手術：入院保険金日額の <b>5倍</b>	入院中の手術：入院保険金日額の <b>10倍</b> 外来の手術：入院保険金日額の <b>10倍</b>
	<b>放射線治療保険金</b> 入院保険金日額の10倍	入院保険金日額の10倍

※1 2022年4月1日「医療特約 もっとその日からプラス」の販売開始に伴い、従来の特約「医療特約 その日からプラス」は販売を停止します。

※2 I型の場合にお支払いします。II型の場合はお支払いがありません。

※3 1回の入院につき最大5回お支払いします。なお、入院一時金の支払回数は、無配当傷害医療特約（R04）の場合、保険期間を通じて20回が限度、無配当総合医療特約（R04）の場合、病気による入院・不慮の事故でのケガによる入院の別にそれぞれ20回が限度となります。

